

令和8年度 磐田市保育施設利用調整指数表

■利用調整指数について■

- ・申込期限までに提出された書類等により審査します。
- ・利用調整は、次に定める「【1】基本点数(児童の父・母の状態)」と「【2】調整点数」の合計点に基づき行います。
- ・利用調整点数が同点の場合は、「【3】同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。
- ・園の職員体制などによっては、必ずしも点数順の調整ができない場合があります。

【1】基本点数(児童の父・母の状態)

基本点数については、A～Jのうち一番点数の高い項目を父母ともにひとつずつ選択。

No.	類型		細目		点数	
					父	母
A	就労 (就労内定等を含む)	月160時間以上の就労を常態		20	20	
		月150時間以上の就労を常態		19	19	
		月140時間以上の就労を常態		18	18	
		月120時間以上の就労を常態		16	16	
		月100時間以上の就労を常態		14	14	
		月80時間以上の就労を常態		12	12	
		月64時間以上の就労を常態		10	10	
		内職	月120時間以上の就労を常態	15	15	
			月100時間以上の就労を常態	13	13	
月64時間以上の就労を常態	9		9			
B	妊娠・出産	出産予定月の前後2か月を含む計5か月以内				18
C	疾病・ 障がい	疾病	1か月以上の入院又は常に寝たきりの状態	20	20	
			居宅内療養 (1か月以上)	安静を要する自宅療養が必要と診断され日常生活に支障をきたしている場合	18	18
				上記以外で通院加療が必要な場合(保育が困難)	16	16
				〃	(保育が一部困難)	10
		障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	16	16	
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級	13	13	
			身体障害者手帳4級以下	10	10	
D	同居の親族 の介護・看護	病院等の指示により、1か月以上の付き添いが必要		20	20	
		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、要介護5・4の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		16	16	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、要介護3・2の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		13	13	
		上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		11	11	
E	災害復旧	震災、風水害、火災などの災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合			20	20
F	求職活動	求職活動により家庭保育が困難な場合			9	9
G	就学	国・県等設置の職業訓練施設や学校教育法に定める学校等に就学(通学)			18	18
H	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められる場合			20	20
I	不在	死亡・離別・行方不明・拘禁など			20	20
J	その他	市長が特に保育が必要と認める場合(※指数は各項目に準拠)			※	※

【2】調整点数

番号の1～20に該当する調整要件を調整点として、基準点に加点又は減点します。
同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

No.	調整要件		点数
1	家庭の状況	生活保護世帯の場合	+20
		両親とも不在の場合	+10
		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	+30
2	ひとり親等の状況	親族等と同居していない世帯(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	+10
		親族等と同居する世帯(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	+8
3	同居の親族の状況	同居する親族が昼間居宅内にいる世帯(世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)【65歳以上、就労、就学、病気療養などは除く】	各-5
4	父母の就労状況 (就労日数の少ない方)	父母どちらかの1か月の就労日数	+3
		月16日以上20日未満の就労	+2
		月12日以上16日未満の就労	+1
5	父母のどちらかが単身赴任(就労証明書の勤務先住所及び住民票にて確認)		+2
6	父母のどちらかが保育士等	市内の特定教育・保育施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭(月140時間以上) ※1	+25
		市内の特定教育・保育施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭(月140時間未満) ※1	+15
		市外の特定教育・保育施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭 ※1	+2
7	基本点数の類型が「就学」で、通信制大学・通信教育(スクーリング必須)の学生の場合		-5
8	父母のどちらかが「身体障害者手帳1・2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「療育手帳A」の交付を受けている場合		+5
9	障害 申込児童が、障害者手帳の交付を受けている場合 ※2		+3
10	申込児童以外の小学生以下のきょうだいが、「身体障害者手帳1・2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「療育手帳A」の交付を受けている場合		+2
11	申込児童に関わる状況 入所希望園にきょうだいが既に入園している場合(入園希望日に卒園している場合は除く)		+10
12	きょうだい同時申込の場合	2人	+2
		3人以上	+4
13	未就学のきょうだいがいるが、その児童の入園申込みをしない(幼稚園等で預かり保育を利用している場合は除く)		-5
14	事業所内保育事業(従業員枠)の利用児童が、卒園等により利用施設・事業を変更しなければならない場合		+5
15	2歳児までを預かる院内・事業所内保育施設(認可外保育施設)に預けていることを常態とし、受託年齢満了(卒園)により入園申込をする場合(市外施設を含む)		+5
16	市内認可外保育施設の閉鎖又は認可施設への移行により、他の保育施設(認可施設への移行の場合は同保育施設に限る)への入所を希望する場合(磐田市民に限る)		+5
17	正当な理由なく希望保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来す様な行為を行った場合(同一年度内の入園申込期間中に限る)		-5
18	その他 育児休業からの復帰予定で「希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」にチェックがある場合		-20
19	未納の保育料が3か月分以上あり、かつ納付相談がないまたは未納保育料の納付約束を履行しない場合		-20
20	申込児童の住所地在磐田市外の場合(転入予定者を除く)		-20

※1 特定教育・保育施設とは、認可を受けた教育・保育施設であり、認可外保育施設等は、含まれません。
また、転園の申込みについては適用しません。

※2 児童に病気や障がいなどがある場合や、発達に関する指摘を専門機関から受けている場合は、点数に関わらず希望園との調整が必要です。

【3】同点の場合の優先順位

指数の合計が同点の場合は、園の利用希望順を踏まえた上で、下表の項目順で優先順位を決定します。

No.	判定項目(同点者間で比較し、当てはまる時点で決定)
1	磐田市民である(転入予定者を含む)
2	基本点数が高い世帯
3	基本点数が同点の場合は次の順序を優先 ①災害復旧 ②不在 ③虐待・DV ④疾病 ⑤障がい ⑥就労 ⑦親族の介護・看護 ⑧就学 ⑨求職活動 ⑩妊娠・出産
4	ひとり親世帯
5	世帯で保育料の滞納がないもの(きょうだい、卒園・退園児童を含む)
6	祖父母と別居している世帯
7	算定市民税額の低い順
8	その他、上記以外の項目にて幼児教育保育課で協議し判断